令和8年

年末の交通安全県民運動

令和8年12月14日(月)▶12月23日(水)

飲んだら乗るな！
乗るなら飲むな！が
鉄則です



ゆずりあう
あなたの気持ちが
事故減らす

交通安全にみんなで参加する日
及び 交通マナーアップ強化日

令和8年12月15日(火)

重 点

❶歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
❷飲酒運転の根絶
❸自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

主唱:鳥取県交通対策協議会

令和８年

年末の交通安全県民運動
鳥 取 県 実 施 要 綱



目　的

この時期は、一年を通じて最も日没が早いことに加え、飲酒機会の増加、積雪や凍結などによる路面状況の悪化等様々な要因から、交通事故の発生が懸念される。広く県民に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかけ、県民一人ひとりが積極的な交通安全活動の取組を推進することにより、交通事故防止を図る。

重　点



- ◆ 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- ◆ 飲酒運転の根絶
- ◆ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

期　　間　**令和8年12月14日(月) ～ 12月23日(水)**

交通安全日　**令和8年12月15日(火)**　「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

スローガン　**ゆずりあう　あなたの気持ちが　事故減らす**

1　歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止

歩行者は

- 夕暮れ時から夜間は「他者から見えにくい」ことを認識し、外出時は反射材用品の活用や明るい色の服装を心がけるなどして、周囲に自己の存在をアピールしましょう。
- 道路を横断しようとするときは、横断歩道を利用し、止まって、見て、手を上げるなど横断する意思表示をして、車が確実に停止するのを確認してから渡り始めましょう。青信号でも、左右の安全を確認しながら横断しましょう。



運転者は

- 横断歩道の手前では、歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、必ず一時停止して歩行者の横断を優先させましょう。
- 運転者は夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の適切なハイビームの使用により、歩行者や自転車等の早期発見に努めましょう。
- 積雪や路面凍結、視界不良時は慎重に安全確認を行い、安全な速度と十分な車間距離を保ち、余裕を持った運転を心がけましょう。

- 生活道路(※)における自動車の法定速度は、30㎞/hです。「生活道路は人優先」の意識を持ち、決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況に応じた安全運転を心がけましょう。

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路のことです

家庭・地域・学校では

- 通学路や生活道路においてこどもが危険にさらされることがないよう、地域の交通安全ボランティアや学校関係者等と連携し、特に通学・通勤時間帯における見守り・保護・誘導活動を推進しましょう。
- 保護者をはじめ大人がこどもの手本となり、交通ルールを遵守し交通マナーを実践しましょう。



職場では

- 横断歩道は歩行者優先であり減速義務や停止義務があること、夕暮れ時の前照灯早期点灯とハイビームの適切な使用について周知徹底を図りましょう。
- 生活道路における自動車の法定速度を遵守し、歩行者の近くを走行するときは、スピードを落とす、十分な間隔をとるなど、安全運転のための指導・教育を推進しましょう。

2　飲酒運転の根絶

運転者（自転車利用者を含む）その周りの人は

- 飲酒運転は、重大事故に直結する極めて危険で悪質な犯罪です。
- お酒を飲んだら、いかなる場合も運転しないというルールを守りましょう。周囲の人が適切に声を掛けること、タクシーや運転代行サービスを利用するなど、安全に帰宅できる方法を事前に確認しておくことも大切です。
- 運転する人に飲酒を勧めること、飲酒運転の車に同乗すること、飲酒した人に車を貸すことは、いずれも飲酒運転を助長する行為であり、処罰の対象です。
- 一人ひとりが「飲酒運転は絶対にしない・させない」という意識をもち、飲酒運転の根絶に向けて取り組みましょう。



地域・職域・家庭では

- 町内会や地域の行事、掲示板・回覧板・有線放送など身近な広報媒体を活用し、飲酒運転根絶に向けた啓発を積極的に進めましょう。
- 職域においては、社内研修で飲酒運転の危険性や法的処分について周知するとともに、飲酒を伴う会合では帰宅方法の確認やハンドルキーパーの設定など、飲酒運転根絶に向けた取組を徹底しましょう。
- 飲酒運転の危険性や責任の重大性について家庭で話し合い、飲酒運転をしないこと、飲酒運転の車に同乗しないことを家族で確認しましょう。



飲食店等では

- 飲食店は、飲酒運転をするおそれがある人に酒類を提供しない責任があります。店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスター等を掲出し、利用客に対する注意喚起に努めましょう。
- ハンドルキーパー運動の推進、タクシーや運転代行サービス、公共交通機関の情報を案内できる体制を整えておきましょう。



自動車で仲間や友人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けることです。

3　自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



自転車等利用者は

- 自転車に乗るときの基本ルール、（※）自転車安全利用五則を守りましょう。
- 交通事故による頭部への被害を軽減するため、ヘルメットは正しく着用しましょう。
- ながらスマホ（通話や注視）、周囲の音が聞こえない状態でのイヤホン使用は、絶対にやめましょう。
- 降雪時や路面凍結時は、転倒や交通事故の危険性が高まるため、状況に応じて徒歩や公共交通機関を利用しましょう。
- 歩道を通行する際は、歩行者が優先です。車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止するなど、歩道上の交通ルールを守って通行しましょう。



家庭・地域・学校では

- 児童･生徒に対し、交通ルールを周知させるとともに、ヘルメット着用による被害軽減効果について理解させヘルメット着用を推進するほか、交通事故時の加害者責任の重さ等について交通安全教育を実施しましょう。
- すべての自転車等利用者にヘルメット着用が定着するよう、関係機関･学校･警察等が連携して、さらなる広報啓発に努めましょう。

（※）自転車安全利用五則
①車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯
④飲酒運転は禁止
⑤ヘルメットを着用



自転車安全利用啓発イメージキャラクター
海波あおい

交通安全情報や
イベント情報を
Xでつぶやいています↓↓

NEW! 交通安全VR（バーチャルリアリティー）機を貸し出します！

地域の交通安全教室、公民館まつりなどのイベントで 安全な交通行動を身につけよう

仮想実体験型交通安全VR「Dri-ver（ドライバー）」は、VRゴーグルを装着し、視覚によって事故を“疑似体験”することで、未来の行動を変える、次世代の交通安全VR教材です。



■貸出機材
〇VRゴーグル一式　仮想実体験型交通安全VR「Dri-ver（ドライバー）」
安全教育アプリ（インストール済みです）・自動車事故編・あおり運転編・自転車事故編・交差点事故編
・飲酒運転編・国道・高速道路編・駐車場事故編

体験例）交差点事故編
右折時の死角からの追突事故



体験例）国道・高速道路編
逆走車の危険性と、遭遇した場合の回避方法



その他◆点灯くんミニ◆酒酔い体験ゴーグル◆SAFETYドライブチェッカーの貸出も随時受付中

申込先　鳥取県交通対策協議会　TEL0857-26-7989　✉tottori-koutaikyo@themis.ocn.ne.jp

■発行■ 鳥取県交通対策協議会　（鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内）
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地　電話(0857)26-7989／ファクシミリ(0857)26-8171